

佐藤博幸委員長

おはようございます。

ただいまから、皆川治市長の選挙運動費用収支報告書不記載訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の欠席届出者はありません。出席者は定足数に達しております。

本委員会への傍聴の申し出がありましたので、既に入室されておりますので、ご了承願います。

なお、報道機関から撮影の願いが出されており、委員長においてこれを許可しておりますのでご承願います。

傍聴者及びマスコミの方々に申し上げます。委員会審議の妨げとなぬよう、私語等は慎んでいただくほか、携帯電話、その他電子機器類の電源を切るようにお願いいたします。

なお、委員の皆様に申し上げます。委員会室内が暑い場合は、上着を脱いでいただいても結構ですので、申し添えます。

それでは、協議に入ります。

初めに、証人尋問の日程についてを議題といたします。

本日は、支援者の証人尋問を予定しておりましたが、6月24日、支援者から諸事情により、証人尋問出頭の日時を変更してほしい旨の願いが口頭で事務局にありました。正副委員長において、諸事情の内容を精査し、協議しましたところ、口頭による証人尋問の日時変更の願いを、やむを得ない事情として認める結論に至りました。このことについて、ご意見ございますか。

はい。それでは、ないようですので、支援者の証人尋問出頭日時を変更することについて採決いたします。

支援者の証人尋問の出頭日時を変更することについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。異議なしと認めます。

よって、支援者の証人尋問出頭日時を変更することに決しました。

次に、支援者の証人尋問の日時についてですが、事前に支援者に対しまして、議会日程等を考慮した日程で打診しておりました。先週末に支援者から連絡があり、提示された日程では証人尋問に応じるのは困難であるとの回答がありました。これまでの経過を踏まえると、証人からの意向を尊重して、支援者の証人尋問の日時については、引き続き支援者と調整してまいりたいと考えております。日程案が固まった段階で、隨時、委員会を開催することが困難であることも想定され

るため、正副委員長で協議を行い、日程を決定してまいりたいと考えております。

お諮りします。支援者の証人尋問の日時については支援者の意向を確認しながら、正副委員長に一任願いたいと考えておりますが、これにご異議…。はい。

はい。これにご異議ありませんか。

石井委員

石井清則委員

今、ちょっとその前に、一任する前に確認したいんですけども、当初の日程を組む場合に、もう一方、市長の証人尋問、その順番等を考慮して、市長のを後にということで進んでいたかと思います。一任した場合、具体的にどのぐらい伸びて、いつ頃にできるのか。それによって、その後のスケジュールも押していくのかその辺を説明お願ひいただけないと、一任はできません。

佐藤博幸委員長

はい。それでは、これまでの経過、概略を申し上げます。

支援者から申し出がありました。それで、今日の日程を延期することになりました。

あと、基本的にですね、先に確認しておりましたけれども、市長の尋問と支援者の尋問日程を、番号が、3番目に支援者、4番目に市長ということでやっておりましたけれども、今の状況から考えるとですね、支援者の日程がいつになるか分からぬもんですから、ここで、先に予定されておりました、7月25日、これ市長の証人尋問を予定しておりましたけれど、支援者の日程をここに入れたらどうかという案と、それからもう一つは、市長の日程が、ここを延期しますと、あともう、8月の末頃まで、あと日程取れないという状況でした。で、そのことからいいますと、市長の日程を7月25日の当初の予定とおり行って、そして、およそどのくらいになるかですが、支援者の日程を8月の初旬にして、順番を入れ替えたらどうかというのが、今の段階の私の考えであります。これについても、正副委員長で、支援者の治療とか退院の日程を見ながらですね、なお、詰めたいというふうに思っております。

よろしいです…、ほかの委員の方、今、私の私案申し上げましたけれど、何かございませんか、ご意見。ご異議ございませんか。いいですか。まあ当初。

田中委員

田中宏委員

先ほど石井委員言ったこととかなりますけれども、元支援者さんからのお話を聞いた前提で、或いは、関係者、その三名の方々の関係者の方々の話総合した上で、まあ、言ってみれば、本来であります市長

令和4年7月4日 第9回 100条調査特別委員会 会議録

	<p>のお話を聞くということに、話し合いの結果になったんじゃないかなと思つておりますので、そこについては、もし順番を逆にするのであれば、相当何か議論をした上でなければ、ちょっと変えると、全然前提が変わるんじゃないかなとは感じました。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい。ほかの委員の方、ご意見ございませんか。</p>
佐藤昌哉委員	<p>佐藤委員</p> <p>当初、3、4番というそういう順番でやろうということで決定しましたけれども、その後、今のような不測の事態が発生したということありますし、その順番というものを今議題になってるわけですけども、そうすると、8月の31日またその9月議会にもかかってくるということで、市民の声もいつまでかかるんだということもありまして、この委員会の調査の期間についてもそういった意見も聞かれることもあります。現実に。なので、総合的に判断しますと、特にこちらが当初は、そういう順番で最後にやっぱり当事者である市長から聞いたほういいのではないかということありますけれども、こういった不測の事態ですので、いろんな総合的に勘案しますと、これも時期的なスペンも見ますと、また9月定例会にずれ込むという恐れがあるとすればですね、なるべくその間でできるものはやってしまったほうが効率的で、できるのではないかなというふうに思います。</p> <p>それで、その尋問事項が当然どっちになんでも変わることは当然あるわけなので、それはそれとして、こういう状況なのでそういうことで、私は予定どおりでいいかなというふうには思っています。以上です。</p>
佐藤博幸委員長	<p>秋葉委員</p>
秋葉雄委員	<p>石井委員や田中委員の言い分を聞いてるとですね、何か順番違うと有利になるとか不利になるとか、そういうことを考えてらっしゃるようなそういう言い分だと思うんですけど。</p> <p>証人尋問は、もともと尋問事項決まってまして、それに今の段階ではもう、大体どういうことを答えるかどういうふうにするかっていうことも大体もう話がついてることだと思うんですよね。その尋問事項、尋問の日程をここで具体的にいうと、支援者の方の物理的なというか、体の具合、体調の問題での日程の変更ということですから、それは認めないといけないんではないのかなというふうに思いますけれども、いかがですかね。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、ほかの方。</p>
石井清則委員	<p>石井委員</p> <p>はい、当初議論の中で順番をどうするかという議論をしてきました。その順番決めるときもそれなりの求めた理由があるんだと思うんです。それを変えるというので別に体調が悪い、相手の方があることで</p>

すので、日程をずらすのは構わないんですけども、じゃあその前に議論していた順番の議論って何だったのかと。

結局この証人尋問を今のところ、今の現時点でも何を明らかにしたいのかが、私まだよく見えてない状況もありまして、で、最初に決めた順番も変えていい。どんどん進めて時間を早く終わらせようっていう話ではないのかなと思ってます。決して、順番が変わって、当初なぜその順番にしたのかだとかが全然見えてこないので、ちょっとその辺整理していただけます。

佐藤博幸委員長	はい、ほかにございますか。副委員長どうですか、この件について。 はい、お願ひします。
菅井巖副委員長	はい、この間、委員長と不測の事態になったということで、尋問の日程について協議をさせていただいた経過があります。私もやはり最終的に係る問題でこの委員会が設置されたところで、市長への最後の、最後というかこの收支報告書の不記載の問題についてはですね、すべてのほかの方々の尋問を終えてから、それを受け市長に確認をするというような立場で臨みたいなという立場で、委員長とはそういう立場でお話をてきた。
	ただその日程が、先ほど言った市長の当初の予定の25日までまだ決まらないということがあったもんですから委員長が頭を悩ませて、今発言があったんだと思いますけども。あくまでも私は順番は、その通りだと思ってますんで、市長の日程がおしていくっていうのは、まあ、やむを得ないことだと思いますけども、真実を得ていくという上ではプロセスですんで、これ大切だと思いますんで、やはりその辺を踏まえて協議をさせていただきたいなと。委員長と。思います。
佐藤博幸委員長	はい、分かりました。はい、ほかの委員はどうですか。意見2つに分かれていますが。先ほども少し申し上げましたけど、市長の日程ですね、立て込んでおりまして、また立ち会いする弁護士の日程もあったりとか、それから議員の議会の視察も入っていたりとか、それから公務で他の会議が入っていたりとか、やはりかなり8月が立て込んでおりました。
	その中で8月中に入れようとするとかなり最終週に、それもごくタイトな日にちと時間ですね、想定されていました。そんなこともあったりしてですね、私もこここのところは、副委員長と調整してですね、日にちを、時間を決めようというふうなことでご一任をお願いした、願ったところでございます。
黒井委員	黒井委員
黒井浩之委員	ちょっと確認ですけれども、例えば、その8月末の市長のタイトな日程がもし取れない場合だと、今度9月議会が始まるので。そうすると今度9月の下旬ぐらいまで。となると、支援者がどこに入るか分

	からないし、市長もまず9月下旬以降でないとまず分からなくなると、今から例えば2ヶ月後ぐらいになると。やっぱりなんか、なんかやっぱりその意味では、順番つちゅうのはもちろんありますけれども、もう一度検討も必要かもしれませんけれども、やっぱり今までやってきたそのペースで、やっぱりある程度進めていくというのがやっぱり必要なのではないのかなというふうに思います。
佐藤博幸委員長	佐藤委員
佐藤昌哉委員	もう一つあれですけれども、3番、4番を決めていったプロセスはあつたわけですけれども、逆にそれが反対になるとどうマイナスになるのかっていうことも、議論する必要があると思います。眞実は、2つも3つもあるわけでないので、順番が変わつたって、それは究明するプロセスは、それは若干の違いが出てくるかもしれませんけれども、それはそれとして、今の実態を踏まえてですね、やれば、やつたほうがいいのではないかと、ということで、もう一度黒井委員からあつたように検討してもいいのかなというふうに思います。はい。
佐藤博幸委員長	これまでの今日のご議論いただいた中で不確定な要素がたくさんありますて、市長の日程それから支援者の日程が、今の段階でいずれも決まらないと。目処もちょっと立たないという状況になつてるものですから、それだけ間が空いてしまうという事情もありますですね、先ほど申し上げた、その8月の最終週になりますと、その前の週からあと、9月議会の準備の会議が様々入つたりとかですね、するもんですから、ややもすると9月議会の後半とかですね、9月の議会が終わつた後というようなことも想定されますもんですから、そういうこともですね、併せてお考えいただければということでございます。
石井清則委員	3番、4番変わると何か不都合があるのかという意見ありましたけども、3番、4番、提案者のそちら側の話で。じゃあ、なぜ3番、4番そんな提案したんですか。
佐藤博幸委員長 佐藤昌哉委員	佐藤委員 そちら側って言うと、これは委員会で合意したことですかんで、そういうたどちら側という議論はあつたかもしれませんけども、ただ、今、副委員長が言ったように、最終的には市長の問題ですので、そこまで、プロセスをいけばベストだらうという、ありました。 そこで得られるメリットと反対になつた場合、逆になつた場合、どれだけメリットがあるかということを考えると私はそんなに見当たらぬし、例えば、今、物理的に、そういう、何だ、状況で出てこられたということであれば、それはそれで理解をした上で、初期の日程は遂行するべきだ。それで、何らか支障が出るということが明確にあればあれですけど、と思います。

	<p>現実は今そうなってるので、2か月以上も延ばすんですかという。そういうことはあると思いますから。</p>
佐藤博幸委員長	<p>はい、先ほども何回も申し上げるようですが、今から例えば8月の最終週に市長ということになりますと、ほぼ2か月ですね。9月議会の終了後とか後半っていうことになりますと約3か月延びてしまいます。</p> <p>そんなこともありますですね。やはり順番を変えた方が得策かなと考えたのが私の案でした。ただ、このことについては、正副委員長で不確定要素が多すぎるもんですから、今日の段階ではですね、ちょっと決めかねるなというふうに思っています。</p>
田中委員	田中委員
田中宏委員	<p>先ほど副委員長もおっしゃいましたけれども、やっぱりプロセスが適正であることってのは、この100条委員会にものすごく求められると思います。</p> <p>ということで、今の順番変えてもいいんじゃないのかの話っていうのは大体、効率であるとか、期間が延びすぎるんじゃないかというようなことをおっしゃっているのかなと思いますけれども、どっちを、何を大切にするんだっていうことをやっぱり大事にしないと、何のためにやっている委員会なのかということも摇らいじやいますので、そこは、そうですね今委員長がおっしゃったのは、不確定要素多すぎるのでもうちょっと、この場ではなく時間をかけて決めていくってことおっしゃったと思いますので、それはそのとおりだと思います。</p> <p>ぜひ、その効率を大事にすべきなのか、期間の短さを大事にすべきなのか、プロセスが適正であることが大事なのかというようなについても、しっかりと検討していただきたいと希望します。</p>
佐藤博幸委員長	尾形議員
尾形昌彦委員	<p>やはりこの委員会の目的、一つは事実関係を、早急に、効率という話もありましたけども、早期に事実をはっきりさせるということが一つの目的であったと思います。不測の事態が何件か発生している状況の中で、事実関係を早期に進めるということについて、順番が変わるということは一つの方法ではないかなというふうに思います。</p> <p>7月25日に、すべて市長の尋問が済むかどうかというところがありますので、その場合、8月に日程が取れるのであれば、そこで再度尋問という可能性も出てくるというふうなことを考えればですね、一定程度順番を変えていくというところも、この状況の中ではやむを得ないのかなというふうに思います。</p>
佐藤博幸委員長	五十嵐委員
五十嵐一彦委員	<p>その順番を決めたそのプロセスっていうのを、改めて、最後が望ましいということで決めたわけですが、必ずしも市長が最後じゃなけ</p>

令和4年7月4日 第9回 100条調査特別委員会 会議録

	れば、駄目だというのは、必然的なもので順番決めたんではないというふうに私は認識しております。
佐藤博幸委員長	田中委員
田中宏委員	ちょっと確認なんんですけど、さっき尾形委員おっしゃった早期に達成するっていうことって、どっかに明記されてた目的でしたっけか。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	はい、明記されているものではないかもしれませんけども、基本的には、当然予算もかかるものですので、そこは長々とやるというものではありませんし、これからパワハラの関係も残っておりますので、その辺は柔軟に考えていいのかなというふうに思います。
佐藤博幸委員長	はい、それではですね、この議論は、正副委員長ではちょっと不確定要素が多すぎて、ちょっとまた再度ですね、調整をして、もう1回、皆さんに諮って最終決定をしたいというふうに思いますので、副委員長どうですか。いいですか。今日のところは、一任願つてまず調整して、そして、日程を決めていくということでどうですか。
	副委員長
菅井巖副委員長	これも私の今、私案ですけども、これ準備も大変困難になるかもしれませんけども、もう一つの調査項目があります。 このことについては市長にお聞きするところが多いかもしれませんので、そちらについて、例えば25日にお聞きするというような対応にするのかという方法もあるのかなと思いました。私の私案です。 やはり、さっき言った支援者とのやりとりは非常に収支報告の関係では非常に重要な部分を占めると思うんです。ですから、やはり支援者から聞いていくっていうのが、本来やっぱりプロセス、だと思いませんんで。
佐藤博幸委員長	今日はですね、今日の段階では、正副委員長に一任願つて、決定するときは、またどの方法で決定するか、また再度検討したいと思います。よろしいですか、これで。 その後、再度委員会開くかどうかについてもですね、含めて、正副委員長で、調整したいと思います。じゃあそういうことでよろしいですか。はい。 それでは、お諮りします。支援者の証人尋問の日時につきましては、支援者の意向を確認しながら、また、日程等を考慮して、正副委員長に一任願いたいと考えますが、これにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり。)
	はい、異議なしと認めます。 よって、そのように決しました。

次に、協議に入ります。記録の請求についてを議題とします。

前回の委員会で、出納責任者の証言に基づきまして、皆川市長に対して、記録の存否を求めることを確認し、去る6月24日付け書面で郵送で照会をいたしました。

照会の結果、6月27日に提出があり、事前にお手元に配付しました資料のとおり、記録は存在することの回答がございました。このたびの回答を受けて、何かご意見ございますか。ございませんか。

はい。それでは、請求する記録一覧表25番の記録の請求について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて、採決を行います。

石井委員

石井清則委員

すいません。25番の内容読みますと、必要になった名義の通帳の、預金通帳の写しとなっておりますけれども、この写しの部分ですけど、どの範囲でというのが、かなり個人の名義の通帳になりますと、プライバシーに関わることが含まれているかと思います。

入出金の、求められている根拠になる部分だけなのか、全体なのか。その辺を整理しないとこの文章だけですが、どこまで出していいのかというのと、あと、それが果たしてその個人のプライバシーをこの委員会でどこまで、本人が出しますよというのであれば全然構わないんですけども、どこまで踏み込んでいいのかが、ちょっと整理が必要かと思います。

佐藤博幸委員長

はい、このことについては、対象の期間がポイントになると思います。提出を願う対象の期間ですね。当初100万円の授受があった。このところから、収支報告書が最終的に修正された日までの期間が考えられるかなと。

あと内容については分かりませんので、一定の期間で提出をもらうということで請求したいというふうに考えていました。

石井委員

石井清則委員

4年間分ということ。ザクッと。4年間分の提出っていうことですか。だとすると、いや、分からぬですよ。どういう通帳が、どういう使い方されている通帳か分からぬんですけど、4年間の個人のプライバシー、お金の入出金に関わるもの、すべて開示しろっていうのってプライバシーの部分だとかで、この委員会の方が問題にならないですか。大丈夫なんですか。

佐藤博幸委員長

副委員長

菅井巖副委員長

期間は、私、そこまで打合せも話してなかつたんで、期間というよりも、復元した出納簿をということがあったもんですから、それを作成する裏付けになるもの、範囲、というのは裏付けになる範囲だと思いますんで。出納簿。出納簿を復元したとされている訳ですので。

佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	今の副委員長の意見でいって、どの程度、先ほどから言っているとおり、どの程度この通帳を普段使用しているか分かりませんけども、個人名義の通帳ですので、根拠になる部分以外は黒塗りになって出てくるというふうに捉えていてよろしかったですか。
佐藤博幸委員長	はい。その可能性もあると思いますね。はい。例えば特定の名前が載っているとか、何かメモしてあるとか、ということは伏せてということになるかと思いますが。
田中委員	田中委員
田中宏委員	この委員会としての権限っていうところが、本当初めてのことですので、みんなよく分からぬでやっていますんで、ぜひ藤井弁護士でしょうか。ともご相談の上、そこはがっちりと根拠が、本当、市長本人が出していいっていうなら別なんんですけども、ぜひそこを慎重にといいましょうか、丁寧に対応していただきたいと思います。
佐藤博幸委員長	はい。分かりました。 また、ただいまの田中委員のご意見も踏まえましてね、藤井弁護士にも、確認の上、請求をしたいというふうに思います。はい、よろしいですか、このことは。 はい、それでは、請求する記録一覧表25番の記録の請求について、地方自治法第100条第1項の規定に基づき提出を求めるについて採決を行います。
	請求する記録一覧表25番の記録については、回答書、問2(1)の記録を、地方自治法第100条第1項の規定に基づき、提出を求めるについて賛成の委員の挙手を求めます。
	はい、挙手全員であります。
	よって、そのように決しました。
	次に、ただいま可決されました記録の提出期限を7月19日とすることにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり。)
	はい。異議なしと認めます。
	よって、記録の提出期限を7月19日とすることに決しました。
	次に、パワハラ疑惑に関する調査の今後の進め方についてを議題とします。
	職員アンケートは、本委員会の調査事項である本市職員に対するパワハラ疑惑に関する事項に基づいて実施したものであります。本日は、寄せられたアンケートを今後の調査にどのように生かしていくのか、協議してまいりたいと思います。

それで、まず初めに、前回の委員会で最後のところでですね、報告書の報告についてですね、事務局から報告をしていただきました。そのときは、ごく限定的に、数少ないって言いますかね、2点ほどだったかなというふうな記憶がありますが、今日、改めて議論いただく前にですね、このことについて、事務局から報告していただきたいと思います。はい。それでは、事務局。

事務局主幹

議会事務局主幹

それでは、前回お配りしました、令和4年6月17日作成の資料について、前回は、対象者、回答件数のみお答えし、作成した集計結果についてのご説明は、お配りした資料のとおりということで、説明は省略いたしましたけども、ただいま、委員長より、前回お配りした集計結果について、説明するようにご指示がございましたので、なお、この資料に基づいて説明させていただくものでございます。

対象者につきましては、これ、1,271名に対してお配りしたものでございまして、回答件数が477件でございました。パーセンテージとしまして、37.5%でございます。

アンケートの集計結果のこれ概要でございます。このパワハラと、大きくこのパワハラと思える言動を直接受けた、目撃した、または聞いたことがあるかとの設問に対しまして、いずれかはあると、全てあると答えた人もいると思いますし、どれか、どれかでも回答した方というのは、249件、率にして52%でございます。また、直接受けた、目撲した、または聞いたことがある、このいずれにもないと答えた方については、228件の48%でございます。性別につきましては、男性329人、69%、女性が139人の29%でございます。年代につきましては、10代から20代、これが59人、全体の12%でございます。30代、これが81人、17%でございます。40代、114人の24%でございます。50代、149人の31%でございます。なお、このアンケートは、O.B、退職した職員のほうにもお聞きしておりますので、60代が65人の14%でございます。

続いて、アンケートの中身の概要的な、大まかなその傾向でございますけども、問1、あなたは皆川市長からパワハラと思える言動を直接受けたことがありますかという、直接受けたことがあるかという問い合わせに対しましては、29件の回答、全体の6%に該当しますけども、この方々から回答がございました。問2では、あると答えた、受けた方にどういう内容ですかってことをお聞きしますと、傾向としましては、1. 暴力・傷害についてこれは0件、2. 暴言・名誉毀損・侮辱に当たるだろうというものが13件。3番、執拗な非難、これが12件。4番、威圧的な行為、これが21件。5. 実現不可能・無駄な業務の強要、これが8件。6. 仕事を与えない・隔離・仲間外し・無視、

これが1件。個の侵害1件、その他4件でございました。

また、この問1で直接受けたことがあるという29件に対しまして、具体的な自由記載した方が27件の回答がございました。

続きまして問4、あなたは皆川市長が他の職員に対し、パワハラと思える言動を行っていることを目撃したことがありますか。これにつきましては、61件、13%に該当する答えがありました。

この問5としては、具体的にどういうものですかというものにつきましては、1. 暴力・傷害についてはゼロ。2. 暴言・名誉毀損・侮辱に当たるものが29件。3. ここ、すいません、この問5、さっきの問2もそうですが、複数回答となっておりますので、この先ほどの受けたという29件とその数が合致しないものでございます。具体的なものは複数回答ですね、これいはずれも数が一致しないことを申し上げます。これ複数回答ですので、3番、執拗な非難、これが29件です。4番、威圧的な行為、これが41件です。5. 実現不可能・無駄な業務の強要、これが12件です。6. 仕事を与えない・隔離・仲間外し無視、これはゼロ件です。7. 個の侵害、3件です。8. 他の該当が3件です。

この問4で、パワハラを目撃したことがあるっていう61件のうち、具体的な自由記載があった件数は58件でございます。

続きまして、問7. あなたは皆川市長が他の職員に対し、パワハラと思える言動を行ったこと、聞いたことがありますかということの設問でございます。これにつきましては、233件、49%の方からあると回答いただいております。

そして問8、この具体的な、どういう内容ですかってことにつきましては、1. 暴力・傷害、これにつきましては4件。暴言・名誉毀損・侮辱、これ2番ですけどもこれが94件。3番、執拗な非難、これが70件。4番、威圧的な行為、149件。5. 実現不可能・無駄な業務の強要61件。6. 仕事を与えない・隔離・仲間外し・無視4件。7番、個の侵害6件。8. その他20件です。あると回答した方でも、こここの箇所には何も回答しなかった方もいますので、無回答の方が、23件ございました。先ほど問7のほうで、パワハラと思える言動を聞いたことある、あるという答えが233件あると申し上げましたけれども、そのことの具体的な記入があった件数は161件でございます。あと最後に、この百条委員会に対するご意見やご要望等についての記入につきましては、140件の回答がございました。以上のとおりでございます。

佐藤博幸委員長

はい。ただいま、報告していただきましたことに基づいてですね、今後の議論を進めていきたいと思います。それで今日は、協議でございますが、必ずしも、どのことについて決めたいとか、決めなければ

ならないということではございませんので、まず、パワハラについての最初の議論ですので、意見交換を交えながらですね、皆さんのご意見を承りながら、今後の進め方を決めていきたいというふうに思います。いかがですか。

秋葉委員

秋葉雄委員

アンケート調査の結果は、今日、集計結果については公表されたということでありますので、この委員会は基本的には公開で行っているわけですから、どこまでこのアンケート結果についての、特にですね、百条委員会に対しての意見とか要望とかっていうのは、私どもとしても知りたいし、どういう要望があったのか意見があったのかということ。あるいはその具体的な市長からパワハラだっていうことを訴えてこられる方々の事案っていうのはどういうものだったのか、プライバシーに関わることはもちろん当然あるし、それから市の職員ですから、守秘義務に渡るようなことも、ひょっとしたら書かれている可能性もあるかもしれないんですけど、できるだけ開示をする方向で考えなければいけないんじゃないのかなということを思うんですけれども、そういうことを踏まえて、まずは百条委員会に対しての意見や要望をまず知りたいんですよ。知らないとですね、議論できないので。お願いたいと思います。

佐藤博幸委員長

はい、ただいま、秋葉委員のご意見ございました。ほかの委員の方。

石塚委員

石塚慶委員

はい。今、秋葉委員のほうからあったとおり、集計表までは共有したわけですが、この内容については、まだ共有できていないというか、具体的などんなものが記載されているのか、ひょっとしたら、記名をして、お名前を書いてる方もひょっとしたらいらっしゃるのか。その辺もちょっと分からぬ状況なので、その辺の具体的な内容について、まずは共有する必要があるんじゃないかなと思います。

ただ一方で、これも先ほど秋葉委員と重なりますけども、意を決して記入してくれた、そういう方も当然いらっしゃると思うので、そのような方には配慮しながら、この百条委員会で共有した上で、どのような部分を基本公開でやっているこの百条委員会で、さらにその外まで共有していくのかを判断する必要があるんじゃないかなと思います。

なので、いきなり原本をみんなで見始めるということではなくて、どこまで、それが黒塗りがいいのか、一旦転記、打ち込んだものがいいのか。それは分かりませんけども、いきなりこう名前をすべて公開というよりは、書いてある内容について、委員で共有するというプロセスを踏んだほうがいいのかなと思います。

佐藤博幸委員長

はい。今、石塚委員からも、ご意見ありました。先ほどの秋葉委員

からもご意見ありましたけれど、共有するということは、この百条委員会の委員として、これ手引きにも書いてありますし、やぶさかでもないし、当然、そうすべきだというふうに思います。ただ、その方法とか、内容、このことについてですね、今日、皆さんからですね、一定の方向性を示していただいてですね、今後の進め方を決めていきたいなっていうふうに思ってますので。他の委員の方、ご意見ございませんか。方法として、今、石塚委員からも提案ありましたけども、原本を閲覧する、全員が。すべての。閲覧するという機会もあるかと思いますが、次の方法としては、様々皆さんがお考えもあるかと思うんですが、事務局としては、その原本からエクセルで表に。したものができます。エクセルにした表は、もちろん文脈は変えてませんし、明らかに誤字脱字、これだけは、修正した形で入力してありますが、自由記述もそのままでございます。そういう状態で、そのエクセルに入力した一覧表はございます。

佐藤委員

佐藤昌哉委員

職員に対するアンケート調査の案内文とお願い文書の中には、確かにパワハラについて証言をできる方、または質問、事情聴取に応じられる方ということを前提として、委員会、あるいは事務局と共有しますということではあるわけですけれども、ただそこに実名であった方の名前の、挙げた真意がですね、証言できる方なのか、それとも事情聴取だけに応じる方なのか、そこら辺は区分できない中で、これを我々が閲覧することについて、抵抗感は彼らにないのかということでですね、さっき石塚委員も言いましたけれども、意を決してその証人になるという方も、多分混ざっているかいないか分かりませんけれども、いるとすれば、それは、本意ではないということなので。

まずは、その方々に対して、どういった形で、その事情聴取あるいは証人に応じて、条件整備すれば応じられるのかということを、一度確認する必要があるのではないかというふうに思います。その辺をどうやってやればいいかというのは、まだ考えてませんけど、具体的にはですね、一定の配慮が必要なのかなというふうに思います。

佐藤博幸委員長

石井委員

石井清則委員

今の話って、実名がっていう話出てましたけども、私は先ほど提案あったように資料を見せてもらうのが先かと思います。今、答えられればなんですけども、実名の部分、まるであつたかのような話ですけど、あつたんですかなかったんですかっていうのを今、答えられますかね、事務局で。

佐藤博幸委員長

はい。事務局、答えられますかね。はい、実名。

事務局主幹

事務局主幹

数は集計されませんけども、実名があったものは確かにございます。

佐藤博幸委員長	石井委員
石井清則委員	その実名あった方っていうのは、確かアンケート、記憶に基づいて申し訳ないですが、証言できるかっていう先ほどあったような話であった部分で、そこに踏み込んだ意見ってのはないのか。 証人として来ていただけるというような状況の答えがいただけてるのかどうかっていうのは、今のところ分からぬということですか。
佐藤博幸委員長	答えられますか。 事務局主幹
事務局主幹	記憶では、そこまで積極的に、ここに確かにアンケートをする際には、今、佐藤委員からありましたとおり、パワハラの事実や見聞きしたことを証言できる方、または聴き取り調査等にご協力いただける方を募集しますということで、アンケートの記載、添書もつけましたけれども、アンケートの自由記載の所で、証言をするとか、可能だとか、そういう記載等はなかったように記憶しています。
佐藤博幸委員長	このことについてはですね、書くとき、書いた方がどのような認識で、書かれたかっていうは、やはり、最終的にですね、皆さんと共有する段階で、やはり、もう一度確認をする必要があるかなっていうのは、私の考えですけど、やはり、今後の進め方としてですね、この方が、例えば、考えられるのは、証言ができるかできないかとか、いや証言はできないけども、書面では書いて出しますとか、いや、そのほかの方法としては、聞き取りには応じますとか、そういう様々な方法が考えられるかと思うんですね。その辺のことを、やはりもう一度、やはり実名で書かれた方の可能な範囲ですね、確認するという方法もあるかなというふうに考えています。 ほかの委員の方は、何かご意見ございますか。まずは共有をすると、ということは確認をすることですね、もちろんこれは前提として、この委員会があるわけで、その共有の仕方についても、今提案がありましたように、その前に、確認をした方がいいのじゃないかというようなこともありました。はい。このことについては、いかがですか。
坂本昌栄委員	坂本委員
坂本昌栄委員	はい。今、アンケートを、私たちに閲覧する際に、相手の方にもう一度確認していいですかっていうことだと思うんですけど、一応そこに書いた時点で名前を出さないで、アンケート調査を私たちにいただくっていうことで、閲覧できるということになれば、わざわざそこ確認をしなくとも、そこに書いた人たちは百条委員会で見るってことは前提だと思っているので、そこよりも、やはり、パワハラがあった、直接受けたとか、あと、やっぱり百条委員会に対しての意見っていうところは、一番重要だと思うので、そのところの事実確認は私たちと一緒に共有したいなと思います。

佐藤博幸委員長	はい。ほかの委員の方はどうですか。
秋葉委員	
秋葉雄委員	せっかくこうやってアンケート調査をして回答していただいて、それで事務局のところだけで、止まってるっていう状況は、ちょっと、おかしいかなということなので、今エクセルで全部こう書いたものが、まとめたものがあるっていうことでしたので、実名とかっていうのは、今のところ知らなくていいです。ただし、事案、どういう事案でどういうことがあったのかということを書いた文章がまとまっているのであれば、そこを、プライバシーに関することとか実名が分かるとかっていうところは、黒塗りしてもいいのでね、ぜひ、配付していただきたいと思います。そこから始まるんじゃないかなと思います。
佐藤博幸委員長	尾形委員
尾形昌彦委員	私も同じ意見で、まず原本ではなくて、まとめたものを提示してもらうということが先決なのかなというふうに思いますし、もし可能であれば、そのいただいた意見の中に実名で来た方は（実名）と記載してもらえば、なおよろしいのではないかというふうに思います。あくまで、個人はとりあえず第一段階としては伏せながら、実名で来た意見なのか、そうでないのかは、ちょっと参考にしたいなというところでございます。
佐藤博幸委員長	はい。その方向性でよろしいですか。はい。それでは確認します。それでは原本の閲覧ということはしないで、それで、エクセルに落とした一覧表になってるものを配付をすると。については、その実名で書かれた実名を除く、隠すっていいですか、そこ、黒塗りなのか、空白なのか、また、そこに（実名）というような表記をするか、これも含めてですね、基本的に実名を出さないということで、また、文書によっては、実名が出てるものもあるかもしれませんね。そのところもやはり差支えがあるようなところは、それを伏せて、配付するということにしたいと思います。ということは、2段階を踏んで、それをご覧になっていただきたい、そして、更に、このことについては、どのような方法で、その方の意思確認をするかとか、どのタイミングでするとか、そういったことは、次の段階で皆さんと協議をすると、いうことでよろしいですか。はい。そのようにしたいと思います。
	はい。あとほかに。今後のまだ、アンケート内容も、皆さんからご覧いただいてない。それから、全くこの内容の集計の段階までのことをしたけれども、今後についてですね、こうしたことを念頭に置きながらしたほうがいいのではないかとか、それから、こういうことは基本的に守って行ったほうがいいのではないかとか、様々なご意見あるかと思うんですが、もしあれば、今日の段階でお考えがあればですね、出していただきたいと思います。よろしいですか。はい。ないようで

す。

はい。それでは進めたいと思います。それでは、アンケートの回答表につきましては、エクセルに落とした表をもって、皆さんに配付をすると。ただし、それは個人の特定されたもの。また、実名、これを伏せた形で配付をするということにしてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり。)

はい。それでは、異議なしと認めます。

よって、そのように進めてまいります。はい。それでは、皆さんからご意見ございませんでしたので、その他に入りたいと思います。その他で皆さんから何かございますか。

副委員長

菅井巖副委員長

この間、委員の方から、今後お2人の尋問される機会もあるわけですから、この間、受けてきた元県議と出納責任者が出席された尋問の際の議事録について、質問をする上で、正確を期すために、取扱いどうにかしていただけないかというような問い合わせもありましたんで、この件を確認していくということで、議事録の取り扱い、今後、先ほどアンケートのあれもあったんですけども、皆さんから閲覧してもらうというような形とか、取りながら、どこを質問する際に正確な前回の議事録を使うとかっていうことが必要だと思いますので、その辺の取扱いをちょっと検討したらいいと思います。はい。

佐藤博幸委員長

今、副委員長のほうから提案ございましたけれども、議事録についてはですね、基本的に第1回で確認しておりますけれども、議事録については、公表しないし、もちろん皆様にも配付もしないという方針で、これまできました。ただし、証人尋問に関わるところでですね、日付や場所、それから、どういう状況だったかというようなことは、証人尋問の証言によってですね、正確を期すという意味では、やはり一定程度ですね、皆さんから、前回、前々回とか、いついつの、議事の会議録を確認したいという場合、どうするかということでございます。これまでの方針を、少し柔軟に考えるということもあるかなと思うんで、副委員長からの提案でしたけれども、皆さんどうですか、このことについては。

石井委員

石井清則委員

正確な議事録等まではいかないまでも、証言いただいた部分、多分、共通の認識を持っていないと、多分、次の尋問って続していく中で、話が、前回のときにも行ったり来たりの話が多かったと思うので、少しの共有できるような事実確認できたものについては整理していただく、議事録でなくてもいいので、先ほど委員長が言ったのは、いつ、

	どのようなことが起きたのかということの事実確認できたものに関しては、整理していただけて、整理していただいて出していただけたほうが、今後の尋問等に役立つかなと思います。はい。
佐藤博幸委員長	はい。あと、ほかにいいですか。この件、そうしましたら、副委員長の提案ありましたけれども、閲覧を認めるということでございますか。副委員長、その辺、提案。
石井清則委員	石井委員 多分、議事録見ても、この日のここで言ったその何分後に違うことを言ったりするので、議事録見るよりも、多分、共通認識を持ってこういう事実だったというところが、はっきりしていかないと、多分、議事録で、話行ったり来たりしてるので、議事録見ても多分、見る人によって、また、感じが変わるのかなと思うので、確認できた事実を整理していただければと思います。無理か。
佐藤博幸委員長	秋葉委員
秋葉雄委員	今、石井さんが言ったことを、誰がやるかっていうと、それ、事務局にお願いするったってね。事務局で解釈の違いが、事実、同じ事実で証言があったとしても、解釈が違うんだよ、全部ね。だから、それは無理だと思いますよ。だから、議事録で当たって、その証言はこういうふうにしてましたねということを確認しながら進めるということしかできないと思うので、事実関係、全部一覧表にするみたいな話はとても無理だなど。
佐藤博幸委員長	はい。そうですね。私も反論するわけじゃないんだけども、石井委員ね。やはり、そこに主観が入ったり、事務局でね、そこで解釈の違いがあったり、それから、その変遷をたどっていくというようなことになりますとね。事務的にも大変かなというふうに思いますので、議事録を閲覧してもらう。そして書写をしてもらうまでは、いいかなと。はい。
	草島委員
草島進一委員	はい。議事録は共有でよろしいんじゃないですかね。後で回収されてもいいかと思うんですけども。そこで閲覧、閲覧でって言っても、そこで書き写すってことですか。いや、どうですかね。
佐藤博幸委員長	なぜ、そういうこと。いいですか。はい。これまでの証人尋問を皆さん、お聞きになっててわかると思うんで。短くポツポツと聞いていて、何月何日どうしましたか、いつですかとかって、聞いてて、前後の脈絡だとか、あまり関係ないんですよね。それで事実だけを、そこで聞いてますし、改めて議事録は配付しなくてもいいかなというふうに思っています。ご覧になりたい部分、委員の皆さんでですね、あの証言のあのところとか、もう一度、確認したいとかですね、そういうことであれば、閲覧でいいかなと。後、メモしてもらったりということ

	とで、いいかなというふうに思っていたんですが、他の委員はどうです。
石井委員	石井清則委員 はい。議事録、配付のほうがいいと思います。
尾形委員	佐藤博幸委員長 秘密会という関係もございますので、やはり閲覧で。必要な部分を書写するということでよろしいんじゃないかなというふうに思います。
副委員長	佐藤博幸委員長 菅井巖副委員長 はい、私も受けて、いろいろ委員長とも相談も、閲覧で書写するつていうことで繰り返し何回もできるわけですんで、不明であれば、閲覧を事務局に申し出てやるということで、やっていく方式のほうがいいのかなと。資料がですね、非常に最終的に回収するという扱いを、なかなか、皆さん、非常に落としがちになったりするもんですから、特に議事録については、特に、秘密会でやった中身ですんで、これは、閲覧を原則にやったほうがいいと思います、私も。
佐藤博幸委員長	それでは、よろしいですか。意見も出尽くしたようですので、議事録については、閲覧及び書写をしていただく、また、場所は事務局でやっていただくということでよろしいでしょうか。 これにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり。)
	異議なしと認めます。副委員長、これで、よろしいですか。はい。そのようにしたいと思います。他にございますか。ございませんか。 はい。それでは、ないようですので。その他で、事務局から何かござりますか。ございませんか。 それでは、ないようでございますので、以上で、皆川治市長の選挙運動費用収支報告不記載・訂正等問題並びに本市職員に対するパワハラ疑惑に関する調査特別委員会を散会します。お疲れ様でした。